



2024年3月27日

各 位

会社名 株式会社 タダノ
代表者名 代表取締役社長 氏家 俊明
(コード番号 6395 東証プライム市場)
お問い合わせ先
取締役執行役員常務 八代 倫明
(TEL 087-839-5601)

従業員持株会を通じた「特別奨励金スキーム（自己株式処分型）」の導入について

当社は、2024年3月27日、当社の中長期的な株主価値に対する当社グループ従業員（以下、「従業員」といいます。）のモチベーション向上を企図したインセンティブ・プラン（以下、「本スキーム」といいます。）の導入を決定いたしました。

本スキームは「タダノ・グループ従業員持株会」（以下、「本持株会」といいます。）を通じて当社の発行する普通株式（以下、「当社株式」といいます。）を付与対象となる本持株会の会員（以下、「会員」といいます。）に対し、特別奨励金として付与するもので、本持株会に対する第三者割当の方法によるものです。第三者割当につきましては、本日付「従業員持株会を通じた株式付与としての自己株式の処分に関するお知らせ」をご覧ください。

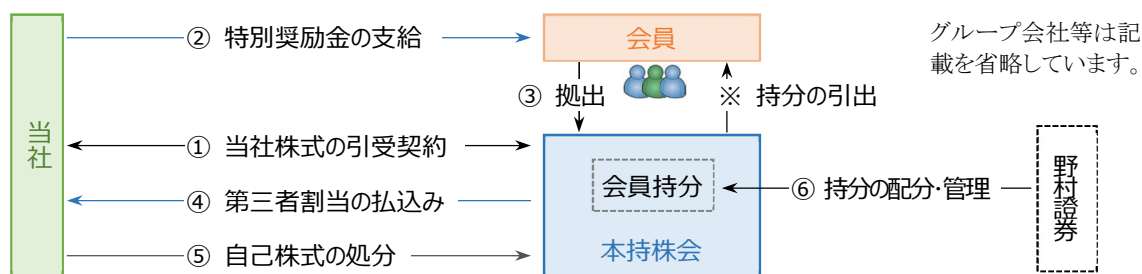
記

1. 本スキームの目的

当社グループは、経営理念である「創造・奉仕・協力」の実現のため、全てのステークホルダーの期待に応え、企業価値を最大化することで、世界にそして未来に誇れる企業を目指しております。今般、当社は人的資本経営の取り組みの一環として、従業員の経営参画意識の高揚と従業員エンゲージメントの向上に資することを企図して、従業員に対して特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって本持株会に自己株式を割当てることを決定いたしました。

また、本日以降、本スキームを契機として、本持株会未加入の従業員に加入を促し、より多くの従業員が株主の皆様と中長期的な株主価値を共有することによって、会社と従業員が一体となり、新たに始まった中期経営計画(24-26)の達成及び更なる企業価値の向上につなげてまいります。

2. 本スキームの仕組み



- ① 当社と本持株会は、自己株式の処分及び引受けに関する株式引受契約を締結します。
- ② 当社は会員に特別奨励金を支給します。
- ③ 会員は支給された特別奨励金を本持株会に拠出します。
- ④ 本持株会は会員から拠出された特別奨励金を取りまとめ、第三者割当についての払込みを行います。
- ⑤ 当社は本持株会に対して自己株式を処分します。

⑥ 割当てられた当社株式は、本持株会が持株事務を委託している野村証券株式会社を通じて、本持株会内の会員持分に配分・管理されます。

※ 会員は割当てられた当社株式を個人名義の証券口座に任意に引出すことができます。

3. 本スキームにおける当社株式の付与について

当社は、本スキームの導入に伴い、本日開催の取締役会において、現在保有する自己株式 2,588,032 株（2023 年 12 月 31 日現在）のうち 206,080 株（約 264 百万円相当）を本持株会へ処分することを決議いたしました。割当先となる本持株会の概要は次のとおりです。

- (1) 名称： タダノ・グループ従業員持株会
- (2) 所在地： 香川県高松市新田町甲 34 番地
- (3) 理事長： 齋藤 郁
- (4) 保有株式数： 1,526,162 株（2023 年 12 月 31 日現在）
- (5) 保有比率： 1.18%（発行済株式数に対する比率）

また、当社は金融商品取引法に基づき、有価証券届出書を本日付で提出しております。有価証券届出書に記載しました処分株式数（募集株式数）は、当社グループの特別奨励金の付与対象となる全ての従業員が本持株会に加入した場合の上限株数を想定しております。本持株会は、本日開催の本持株会理事会の決議を経て、十分な周知期間を設けて従業員に対する入会プロモーションを実施し、本持株会への入会希望者を募ります。このため、実際は本持株会への加入に至らない従業員もしくは退職退会者などが生じますので、対象者は上限株数の想定より少なくなる可能性があります。対象者数が確定した場合の処分株式数（募集株式数）及び処分総額（払込総額）等につきましては、確定次第速やかにお知らせする予定であります。

以上